

5 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜要領

1 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の募集人員

実施要項の第7の1（20ページ）による。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 自己評価資料及び自己申告書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3（111ページ）に準ずる。その際、志願者の中学校での生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科、コース等においては、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願する者に対して、4（114ページ）に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

(1) 一般募集の選抜とは別途に行う。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、一般募集における入学許可候補者数に含めることとする。

(2) 自己申告書を提出した者を対象に、調査書を資料とせず、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料とする。自己評価資料は、面接の際の参考とする。

(3) 選抜においては、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校で取扱いを定めて行う。